

**三重県環境影響評価委員会小委員会**  
**－第8期管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価準備書－**  
**調査審議概要**

平成30年10月11日（木）13時30分～

三重県伊賀庁舎 中会議室

**委員：**大気質についてお聞きします。P6.1.1-15 二酸化窒素の濃度についてですが、下から3行目から一番下までの文章のところ、「二酸化窒素の風速階級別平均濃度分布では、……5.0～5.9m/s から 6.0 m/s 以上において濃度の上昇が見られた。」と書いてありますが、通常、風速が弱いほうが、濃度が高くなると思いますが、風速が高いほうが濃度の上昇がみられたのは、周辺の影響ではなく、移流の影響と考えてよろしいでしょうか。

**事業者：**P6.1.1-19、図 6-1-1-14 の中央の風速階級のグラフです。二酸化窒素ですが、急激に上がるというわけではなく、相対的にみると徐々に 4m/s までは下がり、そこから若干上がっています。風速が低い場合より、風速が高い方が濃度が高いということではありません。特別に上がっているということではありません。

**委員：**ありがとうございます。P6.1.1-18、図 6-1-1-11 浮遊粒子状物質の風速階級別平均濃度でも、風速が大きいほうが、濃度が高いように見えますが。

**事業者：**これは、風速が高いときのほうが、相対的に高くなっています。

**委員：**何か理由があるのですか。

**事業者：**風が強いと、そういったものが舞い上がるのが多いのではないかと思います。

**委員：**周りの影響ということですか。

**事業者：**はい。

**委員：**P6.1.1-75 から 78、図 6-1-1-36(1)から(4)ですが、この予測濃度の方向が、北北東だけに偏っているのは、なぜでしょうか。

**事業者：**1 時間値の短期予測と、1 年間の長期予測の両方を予測しており、より高濃度が出る場合の短期予測の結果がこちらです。

短期予測の場合は、風向を少なくとも1時間、こっちに吹くものだと決めて、その時に近隣の住居にどういった影響が出るかということ、近隣の住居側に向けて1時間化した形で予測していますので、この結果は全部、一番影響の高い南南西の風で、青葉台の住居地域にどれだけ影響が出るかという、そういった予測の結果です。

**委員：**風向の一番大きいときの予測をされたということですか。

**事業者：**P6.6.1-74 に、3 方向の結果を書いています。名阪青葉台住居地域とか与野西出地区住居地域とかです。この事業所から見て3方向に住居が分布しており、それぞれに1時間、この風が吹いたらどうかという結果を計算して、この表にはその結果を載せていますが、その濃度が高かったものだけを図示しています。あと2方向も実際は計算しています。

委員：幹事意見の回答 No.5、「第1期から第6期までの最終処分場の水処理…浸出処理が200m<sup>3</sup>/日となっている」ということの算出根拠を示していますが、本日の説明にあった浸出処理と、幹事意見への回答の浸出液量というのは、違うことを指しているのですか。幹事意見に対する見解は200m<sup>3</sup>/日となっていますが、冒頭の説明では浸出液処理を500m<sup>3</sup>/日から700m<sup>3</sup>/日に上げる、となっていました。

事業者：元々、方法書の段階では500m<sup>3</sup>/日という処理施設をつくる予定で、これはこの第8期処分場だけの浸出水処理をする予定でしたが、第6期の隣接する水処理施設の老朽化ということもあり、一緒にしようという計画です。第6期は350m<sup>3</sup>/日という能力がありました。この場合、500m<sup>3</sup>/日と350m<sup>3</sup>/日で850m<sup>3</sup>/日ではないかというご意見だと思われそうですが、第6期の350m<sup>3</sup>/日は設計するとき大きめに作っていましたが、今回、再度算出をしたところ、第6期分として最大で浸出量が144m<sup>3</sup>/日となり、実際の量を測ったところ、63m<sup>3</sup>/日程度でしたので、200m<sup>3</sup>/日もあれば十分と判断し、500に新規の200を足して700m<sup>3</sup>/日としました。

委員：わかりました。

次に、準備書の表 6-1-6-19、浸出液処理の放流水質目標値ですが、この目標値に、ダイオキシン類が含まれており、結構高い濃度が設定されていますが、浸出水にダイオキシン類が含まれている可能性があるのも、このように記載されているのですか。

事業者：基本的には、そういったものが流出する可能性はないと判断していますが、項目の中では決められており、その基準の値をそのまま適用させていただいて監視はしていくというところで考えております。

委員：基本的には、含まれる可能性はないということですね。

事業者：ゼロかと言われると、P6.1.6-37の既存最終処分場の平成29年度の結果で、ダイオキシンは8月に1回、全項目を測定するときに測っていますが、値としては非常に低いレベルになっています。

委員：この項目が含まれているので、一応目標値として記載したということですか。

事業者：出ることはないですが、管理としてはやっていくということですか。

委員：わかりました。

表 6.1.6-24 です。予測地点における対象項目の水質予測結果、これは放流した地点での合流後の河川の水質の予測の結果だと思いますが、フッ素が例えば流量が最小値のときだと現状0.14mg/lに対して予測が0.55mg/lとおよそ4倍くらい上がりますが、フッ素も環境的に自然界に故意に流さないとなかなか出ない、自然界にないものですし、非常に残留しやすい特徴があるので、ちょっとここまで濃度的に上がってくるのはあまりよいことではないのかなと考えますが、ご意見等あればお伺いしたいのですが。

事業者：P6.1.6-44の評価のところで、リンがすごく高くなりますが、実際の放流水は低い、ということで評価を、特にリンが高かったので記載していますが、実際フッ素のほうも、P6.1.6-37を見ていただきますと、放流水水質よりも濃いレベルで流れていますので、リン、フッ素については、現状としてそれだけ悪化するものではないと考えております。

最大まで流してしまうと、こうなるという認識を持たないといけないということだと思います。

**委員**：通常どおりの放流であれば、ここまで濃度が上がることはないのですね。

**事業者**：そうです。

**委員**：わかりました。

主な水質項目は、放流時に常にオンラインというか常時モニタリングされているのですか。

**事業者**：常に自動連続計を用いて、という管理はしておらず、月1回の管理で定期的にチェックしています。

**委員**：濃度が急激に上がったとして、見逃す可能性がないこともないということですか。

**事業者**：それほど急激に濃度が上がっている結果はこれまで出ていないので、ないのではないかと判断しています。

**委員**：わかりました。

**委員**：法面緑化ですが、吹付種子に在来種を採用すると、説明資料の58枚目にあります。吹付種子の在来種の採用はすごくありがたいと思います。ただ、在来種の種はなかなか手に入らないので、手に入らなかったときにどうするかを1度検討していただけないかと思います。在来種を買うと高いので、今、現地に植物がたくさん生えていますので、その土を取っておけば、在来種の種子を買わなくても、土を法面につければ緑化できます。または、生えている木を伐ってきて挿し木で増やすとか、そういう方法もあることをご検討いただけたらいいと思いました。

特定外来種のアレチウリが生えていましたが、どうされますでしょうか。

**事業者**：基本的には、撤去しますが、それ相応の対応をして撤去をしないと拡散してしまう可能性がありますので、1個ずつ包む、その場で殺してしまうようなやり方で運ばないといけないという認識です。

**委員**：ありがとうございます。

もう一点、幹事意見に対する見解で、最終処分場の水処理量の設定の根拠について指摘があり、浸出液の計算をされていますが、例えば大雨が降った時の貯水等の量は十分な量を確保されるのでしょうか。

**事業者**：こちらでいう浸出水というのは、浸み込んだ水がどのように出ていくのかであり、直接降って流れていく水は調整池のほうに流れます。浸出水の量については、過去20年間の毎日の雨量を用い、去年10月に周辺で多量の雨が降りましたので、それが基準となり、それに対応するよう、浸出水を貯めておく水槽の調整容量を決めています。そして、浸出水ではなく表面を流れてくる雨については、三重県の基準に則って大きい調整池をつくるようにしています。

**委員**：もう一点、陸上植物を移植するということですが、移植はうまくいかないことがよくありますので、なるべく移植場所を複数場所、いくつか設計していただけたらいいのと、先ほど言ったように土壌を少しとっておくといいと思います。うまくいかなかったら

仕方ないと思いますが。もしくは、所内にたくさんの花壇がありますので、遺伝子保全みたいな形にさせていただけるといいかと思います。特にシュンランですが、移植して定着するか分からないので、花壇で1年か2年置いておくと株が増えて保存できると思います。いろいろな対策ができると思いますので、それを複数個やるのが大事ではないかなと思いますので、ご検討願えたらと思います。

**事業者：**シュンランは第7期の際にも移植しており、株は残っていますが、現場でご指導いただいた場所というのは、検討して多数やらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

**委員：**生物に対する評価について、重要な陸生動物への影響予測をされていますが、「重要な」というのが、レッドデータブック等に乗っているということですね。レッドデータブックに載せる根拠は、その該当の地域や、国で、数がもう少なくなっているとか、将来的に非常に少なくなる危険があるとか、そういう事ですね。準備書ではそれを前提で重要な生き物を選んでいきますよね。

それで、そういう生き物は開発によってだんだんなくなっていきますが、例えばレッドデータブック対象の地域全体をいきなり開発するということはありません。つまり少しずつ少しずつ自然を壊していくわけです。少しずつ壊していくなかでも、大きいものだけはせめて何とかしましょう、ということで環境アセスメントをしている、と理解しています。

そうすると、今回の開発の範囲で、重要な生き物が見つかったけれども、周りにもいるから影響は軽微である、として何もしないというのは、それであればほとんどのことは何もしなくてもいいし、そもそも重要な生物を選ぶ意義すらないと思います。周りにもいるから影響は軽微である、と、たくさんの種類の生物に対して書かれています、せめて影響はあります、と、しかしながら事業をやるうえではどうしようもありませんと書かれるほうが、ずっと誠実だと思います。そういうふうな考え方をまず変えていただきたい。すでにこれ以上減らしてはいけない、好ましくない、という前提でお話ししていただきたい。

特に、幹事意見にもあったヒクイナは、事業実施区域内で鳴き声が聞こえた、ということで、他のところでは見つかっていませんが、きっといるだろう、これはなかなか鳴かない鳥だから、見つからなかっただけだ、というのは、全然納得できない。それであれば、せめて追加で調査をして、やはり鳴き声が聞こえたのでいます、とか、それくらいしないといけないと思います。

そういった記述が、他にもいくつかあり、例えば昆虫ではオオコオイムシでは、まわりに広い範囲で同じような環境が分布しているからきっといるだろう、というロジックですが、それはちょっと分からないとしか言いようがない。だから影響は軽微だから何もしないです、というのはちょっといただけないと思います。

そこで、P2.3-2を見ると、黄色で示された未利用地があります。頂上の平らなところですよ。段々の堰堤のところは緑地となっており、ここに在来の植物を植えられると

と思いますが、この未利用地はどのような予定ですか。

**事業者**：完成後は、最終覆土して土の状態です。

**委員**：放置したら、いろいろ生えてきますよね。最終的に林にするような計画にするのか、あるいは堰堤のところもそうですが、場合によっては、大きい木が生えると崩れやすいから草地にしておくとか、もう少し完成後どうなるか、木が生えるのか、草が生えるのか、裸地なのかということをお教えいただきたい。

**事業者**：基本的には裸地です。資材を置く場所も必要になってきますので、資材置場として利用できるのであれば、利用もしていきたいと考えています。

**委員**：なるほど。木が生えてきたら、積極的に伐るんですね。

**事業者**：木は生えてこないと思います。

**委員**：堰堤のところは物が置けないから、ここは林になるのですか、草地になるのですか。

**事業者**：草地で想定しています。木が生えてくると、ご指摘のように風で倒れて、そこに雨水が入って土砂崩れが起こる可能性が出てきますので、大木になるような木は植えない、育てないということで管理をしていきます。

**委員**：わかりました。そういった管理のなかで、例えば、オオヨシキリが繁殖できるような背の高い草は生やしてあげるとか、何かそういった工夫をしていただけると、荒廃した土地が、動物にとってなくなるだけではなく、将来的には復活するといったことにもなるとお思いますので、そういった工夫をしていただけたらいいと思います。

また、三重県でモウソウチクがものすごく増えており、これによって里山の二次林がただの竹林になり、植物の多様性、それに伴う動物の多様性が失われています。敷地の中で、もしそういうところがありましたら、モウソウチクを伐っていただき、コナラなどの林が復活するようにしていただけたら、それはアセスでいう代償のひとつにはなりうると思います。そういうふうなところもぜひ考えていただけたら、ありがたい。

**委員**：質問する前に、現地調査の感想を述べさせていただくと、一言でいうとすばらしい会社だなと、一番印象に残ったのは、お迎えいただいたときの社員のみなさんの態度とか、場内の美しい整備、道路もきれいだし、パレットとかもきちんと並べられて、ごみが落ちてないとか。周囲をバスで走っても、事業者さんの周りだけ法面がすごくきれいで、すごくいい企業理念とか社員教育をされてるんだろうと、環境はやはり、精神というかマインドが非常に大事だから、そういうところの会社さんは、いい環境のマインドを持ってらっしゃるという感想を持ちました。

水生生物が専門ですが、流域には、レッドデータブックに載ってるような、懸念するような種はいなかったということで、安心しています。気になったのは、畑が周囲にあり、においもですが、おそらく水質にも影響しているのではないかと思いました。P6.1.6-5のW-2では、窒素の数値が高いですが、W-5,6のところは全然出ていない。何か理由があれば教えていただきたい。

**事業者**：おそらく、水質調査を行うのは基本的に晴天がある程度続いた平常時である関係で、雨が降った直後はおっしゃられるように窒素が流出して濃度が上がっている可能性

があるかもしれませんが、そこからの流れ込みがある場合は、測定していないというところだと思います。

**委員**：わかりました。おそらく、事業者が放流する水は処理されますので、既存の施設等から出ることではなく、第8期でも同じ方法で処理されるから将来的には懸念はないと思われませんが、こういった場合、データの信憑性等というか、周辺の状況がデータに反映されていないという印象になってしまわないかと。

臭気等についても、将来的に臭気のパトロールをするのに、この事業所由来なのか、周辺由来なのか、どうやって分離してモニタリングするかが心配です。

**事業者**：たしかにそういった懸念はあります。もし高い濃度で確認された場合は、基本的には上流に上がって行って、どこかでチェックしていくというのは調査の方法のひとつだと思います。調査地点などを考えながら事後調査を進めたいと思います。

**委員**：臭気について、事業所由来と周辺由来と分離できるのですか。

**事業者**：難しい状況だと思いますが、ここで臭気があり、ここでは臭気がない、そういうところで証明していくしかないと思います。

**委員**：住民のみなさんとそういう了解が取れているのであれば、心配ないと思います。

また、新しく改変する場所、改変された後にシカとかイノシシの行動範囲に影響するとか、住居地域のほうに行ってしまうといったことはないと考えていいですか。

**事業者**：現場でも見ていただきましたが、現地は草地の中を獣道が走っていました。あれはおそらくすでにある農地と樹林間に移動したりするときに使ったりしていると思います。事業地の中自体を主な生息場所にしていることは考えにくく、周辺には農地を含めそれよりいい場所があります。計画地域の環境がなくなったとしても、獣が他に大きく移動するということはあまり考えにくいですが、ただ、先ほど指摘があったように、移動が阻害されるとか、根っこを食う場所が減るとかは間違いなくあると思います。ですので、絶対ないですとは言いきれませんが、主な場所ではないと思います。

**委員**：ありがとうございます。

もう一点、希望ですが、場内をきれいにされて花も花畑とかも部署ごとに責任持ってきれいにしておられ、素晴らしいと思いますが、せっかくきれいにして放流している水を、こんなにきれいなんだよと、見学の方に示す一環として、あの水を使って魚を飼ってほしいと思いました。

**委員**：第7期処分場と今回の第8期処分場の関係についてお伺いしたいのですが、要約書 P2.4-37 の図で、工事は北側の方から第1期工事分を行うとのことですが、第7期処分場と第8期処分場の間の堰堤は取り除くのですか。

**事業者**：取り除くことはありません。

**委員**：そうですか。第7期処分場の底の高度と第8期分の底の高度には差があるのですか。

**事業者**：別です。

**委員**：差があるということですね。何mぐらいですか。

**事業者**：第7期が標高 150m です。第8期は 140m です。

委員：10m差があるわけですか。底は水平ですか。

事業者：第8期は、1期も2期も標高は同じです。第7期の前半に比べると、第8期の処分場は10m下がります。第7期と第8期は遮水シートが別ですので、別の処分場と考えていただければ。独立した形で、第7期と第8期には、まったくつながりはありません。

委員：そうですか。すると、P2-4-37で盛土と記載されているのは、第8期最終処分場の底が標高140mよりも低いので、残土か何かで埋め立てるという意味ですか。

事業者：一番南側の2期工事部分の南端で、底板の高さが150mあり、それが1期の方に緩やかにくだっておりまして、北側の一番深いところで140m。南と北では10m下がります。そういう勾配で、1期は途中で土堰堤を造って埋め立てて、途中で掘削した土を2期の部分にもっていき、2期の一部は1期の土堰堤の一部に使う。

委員：それで、わかりました。

なぜこんなことを聞くかというのと、盛土で東側に堰堤を造ると思いますが、そうすると例えば大雨が降った時に、弱い堰堤だと水漏れを起こし、下に流れていってしまうのではないかという危惧があるので、しつこく聞いたわけです。

盛土は、具体的にはどのようにやるんですか。

事業者：堰堤はすべて土です。

委員：そういうところだと、端のところに大きな石を詰めるようなことがありますか、そういうことはしないわけですね。

事業者：そのかわりに柔らかいところは地盤改良し、その上に土の堰堤を造ります。その上が埋め立て地になる土堰堤が5mごとにできる。下の足元はきっちり固めますので、滑りは発生しない、そういった条件で今回計画しています。

委員：そうですか。あの、以前北海道で地震があったときは、粘土層の上に積もった土が崩れたじゃないですか。それでお聞きしたわけです。もちろん、こういうのは国などできちんと基準を設けられているから、それに沿ってつくるとは思います。

もう一点、南側の治田インターからアクセスはしないんですか。

事業者：出入りは白樫インターです。

委員：白樫インターだけですか。何か問題があるのですか。治田インターのほうが近いのではないですか。

事業者：治田インターからのほうが道路が狭いですから、大阪からきて治田インターで降りて我々の事業所に来るのは白樫インターで降りるよりも危険度が高い。

委員：従業員の場合は、治田で降りたほうが良いと思ったので。

事業者：廃棄物を運ぶ車両については、治田よりも白樫からのほうがよい。

委員：従業員の車の分まで準備書では書いてあるので。

事業者：従業員につきましては、治田側からも想定しています。

幹事（伊賀地域防災総合事務所）：幹事意見に対する見解P3で、「名張川の環境基準適合状況を悪化させないこと」に変更することに関する意見については、準備書P3.2-13で、名張川の環境基準適合率が100%となっているので、これを維持する、という書きぶりに

していただきたいという趣旨ですが、いかがですか。

**事業者**：趣旨は理解しましたので、検討したいと思います。

**幹事（伊賀地域防災総合事務所）**：幹事意見に対する見解の P4、3(6)の集水面積の指摘については、こちらで計算したところ違う数値となったので、質問させていただいたのですが、計算に使用した数値をお示しいただきたい。

**事業者**：細かい式を示します。

**幹事（伊賀地域防災総合事務所）**：幹事意見に対する見解の P6、4(1)は、準備書 P6.1.9-34 に、「CASE 1～3 と同等の断面形状を想定して安定解析を実施する」と記載されているが、CASE 1 と 2 の記載しかないことから指摘させていただいたものですが、CASE 3 とは何を示しているのでしょうか。

**事業者**：補足資料別紙 6 に示しましたが、表現として分かりにくくなっていますので、P6.1.9-34 の表現を修正したいと思います。